

## 第26回壬生町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年8月23日（金）午後1時30分から午後3時

2. 開催場所 壬生町役場 正庁

3. 出席委員 10人

会長 10番 梁島 源智

会長職務代理者 3番 早乙女 誠

委員 1番 琴寄 成人、2番 刀川 正己、4番 篠原 正明、5番 大橋 幸子  
6番 清水 利通、7番 大久保幸雄、8番 大橋 好一、9番 中川 久枝

4. 参集推進委員 3人

鈴木進吉推進委員、木野内佳代子推進委員、川嶋敏雄推進委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 会務報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可更申請の件について

議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の件について

報告第2号 農地法第4条の規定による届け出の件について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 大垣仁美、主幹兼農地調整係長 堀靖久、局長補佐兼庶務係長 岡洋子

7. 会議の概要

令和元年8月23日（金）【午後1時30分開会】

- 局長 定刻になりましたので、令和元年度第26回壬生町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は10名で、欠席委員はおりません。

定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。  
それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 あいさつ

●局長 ありがとうございます。 総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、4番 篠原正明 委員、5番 大橋幸子 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の 堀主幹と 岡局長補佐 を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。

●事務局長 記載のとおり報告

会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

- ・7月26日(金)、県常設審議委員会がとちぎアグリプラザにおいて開催され、梁島源智会長が出席いたしました。
- ・7月29日(月)、第1回農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が栃木県教育会館において開催され、農業委員の梁島源智会長、早乙女誠職務代理、琴寄成人委員、刀川正己委員、篠原正明委員、大橋幸子委員、清水利通委員、大久保幸雄委員、大橋好一委員、中川久枝委員、推進委員の青木幸一委員長、細井秀男副委員長、川嶋敏雄副委員長、石井隆二委員、戸崎浅一委員、中嶋幸平委員、伊藤博委員、木野内佳代子委員、大橋公一委員、中川義人委員、大関孝男委員、大垣秀夫委員、事務局から、私と岡補佐が出席いたしました。
- ・8月7日(水)、第1回市町農業委員会長・事務局長会議が宇都宮市のニューみくらで開催され、梁島源智会長と私が出席いたしました。
- ・8月9日(金)、国谷に建設が予定されている「\_\_\_\_\_」の\_\_\_\_\_にある\_\_\_\_\_施設の周辺現地調査ですが、あくまで壬生町農業振興地域整備促進協議会としての調査です。6月の農業委員会総会にかけられた議案でもありましたので、報告させていただきました。梁島源智会長、鈴木理夫議員、神永全始経済部長、人見恭司農政課長、増田利幸農業振興係長と私で行ってまいりました。後ほど、会長よりお話があります。
- ・同じく8月9日(水)、壬生町農業振興地域整備促進協議会が役場第1会議室において行われ、梁島源智会長、早乙女誠職務代理、中嶋幸平委員が出席い

たしました。

- ・ 8月19日（月）、農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が役場第3会議室及び現地において開催され早乙女誠職務代理、篠原正明農業委員、大橋幸子農業委員、事務局から私と堀主幹が出席いたしました。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

（発言なし）

○議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。

事務局より一括議案の説明と朗読をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

それでは、議案書2ページの議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。

8/5（月）締切りの時点で、農地法第3条の規定による許可申請が4件ございました。議案に従いまして第1項から順にご説明します。

第1項

貸人 \_\_\_\_\_（上町）自作地2㌥ 貸付地111㌥

借人 \_\_\_\_\_（上町）自作地24㌥ 借受地125㌥

（土地の表示）

壬生町大字上稲葉字含漫郷 田 291㎡

使用貸借権の設定10年間 稼動 2人

第2項

譲渡人 \_\_\_\_\_（第三）自作地21㌥

譲受人 \_\_\_\_\_（宇都宮市）借受地62㌥

（土地の表示）

壬生町大字壬生乙字愛宕裏 田 709㎡

壬生町大字壬生乙字愛宕裏 田 228㎡

合計 937㎡

贈与による所有権移転 稼動 3人

第3項

受渡人 \_\_\_\_\_（六美北部）自作地17㌥

譲渡人 \_\_\_\_\_（藤井中部）自作地154㌥ 借受地21㌥

(土地の表示)

壬生町大字藤井字大御堂	畑	341 m <sup>2</sup>
壬生町大字藤井字大御堂	畑	1449 m <sup>2</sup>
	合計	1790 m <sup>2</sup>

売買による所有権移転 稼動 1人 ( \_\_\_\_\_円)

#### 第4項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (下野市) 自作地5畝

譲渡人 \_\_\_\_\_ (第三) 自作地186畝

(土地の表示)

壬生町大字壬生乙字愛宕裏 畑 548.76 m<sup>2</sup>

売買による所有権移転 稼動 2人 ( \_\_\_\_\_円)

なお、第1項から第4項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、第4号の農業常時従事要件、第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。

また、第3項案件について補足させていただきますが、現在譲受人が所有している農地について耕作放棄地はない状況ですが、今回売買する土地の一部に草が生い茂って荒れている状況となっております。それに伴って譲受人から3条許可後速やかに農地へ復元する旨の確約書が添付されておりますので現地調査報告の結果と併せご判断いただければと思います。以上でございます。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 琴寄成人 委員

#### ●1番 琴寄成人 委員 (現地調査の結果並びに補足説明)

去る8月11日に、借人 \_\_\_\_\_氏立会いのもと、大久保幸雄農業委員、伊藤博農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりましたのでご報告します。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第2項案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 早乙女誠 委員

●3番 早乙女誠 委員 (現地調査の結果並びに補足説明)

去る8月17日に、譲受人 \_\_\_\_\_氏立会いのもと、大橋好一農業委員、細井秀男農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりましたのでご報告します。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第3項案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 早乙女誠 委員

●3番 早乙女誠 委員 (現地調査の結果並びに補足説明)

去る8月9日に、譲受人 \_\_\_\_\_氏立会いのもと、中川久枝農業委員、鈴木進吉農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について

現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりましたのでご報告します。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第4項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 早乙女誠 委員

●3番 早乙女誠 委員 (現地調査の結果並びに補足説明)

去る8月17日に、譲受人\_\_\_\_\_氏立会いのもと、大橋好一農業委員、細井秀男農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりましたのでご報告します。

○議長 ありがとうございます。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

それでは、議案書3ページの議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件についてご説明します。

8/5（月）締切りの時点で、農地法第4条の規定による許可申請が1件ございました。議案に従いましてご説明します。

申請者 株式会社\_\_\_\_\_ 代表取締役社長 \_\_\_\_\_（壬生町）  
（土地の表示）  
壬生町大字羽生田字六反田 田 2850㎡のうち360㎡  
ニラ施設通路 賃借権設定地における用途区分変更

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る8月19日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の4番 篠原正明 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●4番 篠原正明 委員 標記の件について報告

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、8月19日（月）に私と 早乙女 誠職務代理、大橋幸子委員、大垣仁美 事務局長、堀 靖久 主幹の5名で調査いたしました。

農地法第4条の規定による許可申請第1項案件についてご報告します。

申請地は\_\_\_\_\_から東に約100メートルに位置する農地で、立地基準としては、農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと、株式会社\_\_\_\_\_はかんぴょう・ニラの生産・加工販売を目的として設立された法人であります。申請地はニラの生産を行っているところで、作業効率の観点から軽トラック等で運搬する必要がありますが、もともとが田で利用されていた土地のため水はけが悪く、雨天時にはぬかるみで軽トラックが入れない状況となってしまうことから今回の申請に至ったということです。なお、事業資金については、自己資金で対応するため、残高証明書が添付されており、土地所有者及び隣接土地所有者の転用同意書も添付されております。

以上のことから、農振農用地であります。農業用施設用地としての農振農用地の用途区分変更適回答が添付されており、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4の議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

それでは、議案書4ページの議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件についてご説明します。

8/5(月)締切りの時点で、農地法第5条の規定による許可申請が10件ございました。議案に従いましてご説明します。

第1項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (六美北部)

譲受人 \_\_\_\_\_ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字壬生丁字六美 畑 499.85㎡ 専用住宅敷地 売買

第2項

貸人 \_\_\_\_\_ (壬生町)

借人 \_\_\_\_\_ (東京都)

(土地の表示)

壬生町大字国谷字台畑 畑 35㎡

壬生町大字国谷字台畑 田 465㎡

合計 500㎡

店舗併用住宅敷地使用貸借権の設定 20年間

第3項

賃貸人 \_\_\_\_\_ (下野市)

賃借人 社会福祉法人 \_\_\_\_\_ 理事長 \_\_\_\_\_ (安塚)

(土地の表示)

壬生町大字安塚字鍋小路 畑 440㎡

保育施設敷地 貸借権の設定 20年間

第4項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (下野市)

譲受人 社会福祉法人 \_\_\_\_\_ 理事長 \_\_\_\_\_ (安塚)

(土地の表示)

壬生町大字安塚字鍋小路	畑	1 3 3 m <sup>2</sup>
壬生町大字安塚字鍋小路	畑	1 6 3 m <sup>2</sup>
壬生町大字安塚字鍋小路	畑	3 1 6 m <sup>2</sup>
壬生町大字安塚字鍋小路	畑	2 6 5 m <sup>2</sup>
壬生町大字安塚字鍋小路	畑	7 8 6 m <sup>2</sup>
	合 計	1 6 6 3 m <sup>2</sup>

保育施設敷地 売買

第5項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (下野市)

譲受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字福和田字八劔	畑	1 6 6 3 m <sup>2</sup>
-------------	---	------------------------

太陽光発電設備敷地 売買

第6項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (小山市)

譲受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字福和田字八劔	畑	4 9 9 m <sup>2</sup>
-------------	---	----------------------

太陽光発電設備敷地 売買

第7項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (第三)

譲受人 \_\_\_\_\_ (壬生町)

\_\_\_\_\_ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町本丸二丁目	畑	3 6 7 m <sup>2</sup>
----------	---	----------------------

専用住宅敷地 売買

第8項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (上長田1)

譲受人 \_\_\_\_\_ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字安塚字東川原	田	4 0 3 m <sup>2</sup>
壬生町大字安塚字東川原	田	9 2 m <sup>2</sup>
	合 計	4 9 5 m <sup>2</sup>

専用住宅敷地 売買

### 第9項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (鹿島)

譲受人 \_\_\_\_\_ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字下稲葉字清郷内	田	3 5 6 m <sup>2</sup>
壬生町大字下稲葉字清郷内	田	9 0 m <sup>2</sup>
	合 計	4 4 6 m <sup>2</sup>

専用住宅敷地 贈与

### 第10項

賃貸人 \_\_\_\_\_ (上田2)

賃借人 \_\_\_\_\_ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字上田字西原 畑 1 1 5 7 m<sup>2</sup>

園芸用土採取 賃借権の設定 1年間

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る8月19日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の 4番 篠原正明 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

#### ●4番 篠原正明 委員 標記の件について報告

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第4条の現地調査と同じ8月19日(月)に同じメンバーで調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可申請第1項案件についてご報告します。

申請地は \_\_\_\_\_ から東に約300メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の広がり10haを超えるため、第1種農地に該当します。申請者は、現在、町内の実家に両親・妻の4人で住んでおりますが、今後の家族計画を考慮すると現在の住まいでは手狭になることから住宅建築を検討した結果、両親の家も近く子供の面倒も見てもらえ、また両親が高齢となった際の介護の利便性から申請地が適正地として選定しました。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は合併浄化槽による処理予定で、雨水は敷地内浸透処理の予定です。

なお、事業資金については、自己資金及び金融機関からの融資で対応するため、残高証明書及び住宅ローン事前審査結果承認通知が添付されております。また開発許可については栃木土木事務所との協議を済ませているということです。

以上のことから、第1種農地での転用は原則不許可ですが、今回の住宅は集落に接続して設置されるものであり、農地法施行令第18条第1項第2号の例外規定に該当しますので、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思

われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長の 4番 篠原正明 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 4番 篠原正明 委員 標記の件について報告

次に第2項案件についてご報告します。

申請地は\_\_\_\_\_の北隣に位置する農地で、立地基準としては、農地の広がり10haを超えるため、第1種農地に該当します。申請者は、現在、東京都内のアパートに妻・子供2人の4人で住んでおりますが、今後の家族計画を考慮すると現在の住まいでは手狭になることから住宅建築を検討し母に相談したところ、土地を提供してもらえることとなり、実家の隣で子供の面倒も見てもらえ、また母の介護を考慮した結果、申請地が適正地として選定しました。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は合併浄化槽による処理予定で、雨水は敷地内浸透処理の予定です。

なお、事業資金については、自己資金及び母からの贈与で対応するため、残高証明書及び贈与証明書が添付されております。また開発許可については栃木土木事務所との協議を済ませているということです。また、平成30年9月7日付壬農振第81号にて農振除外の適回答通知が添付されております。

以上のことから、第1種農地での転用は原則不許可ですが、今回の住宅は集落に接続して設置されるものであり、農地法施行令第18条第1項第2号の例外規定に該当しますので、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

- 議長 続いて、第3項及び第4項案件を一括して、調査委員長の 4番 篠原正明 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

次に第3項及び第4項案件についてご報告します。

申請地は\_\_\_\_\_に隣接する農地で、立地基準としては、農地の集团的広がりがないため第2種農地に該当します。申請人は、\_\_\_\_\_の運営を主な事業として行っております。近年、入園希望者が多数いますが、定員の都合上卒園者分だけしか新たに入園することができないため、町こども未来課から増員要請を受けておりました。

また、現在の敷地が狭いため入卒園式等のイベントや運動会の実施に支障をきたしている状況でありましたが、隣接土地所有者の協力を得られたことから敷地拡張の申請をするものであります。すでに運営している施設であるため近隣の土地から検討した結果、最適地として申請地を選定しました。

なお、事業資金については、自己資金、町補助金及び金融機関からの借入で対応するため、金融機関の残高証明書、融資見込証明書及び町補助金交付決定通知書の写しが添付されております。

以上のことから、第2種農地であり立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第3号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、議案第3号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第5項及び第6項案件を一括して、調査委員長の 4番 篠原正明 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 4番 篠原正明 委員 標記の件について報告

次に第5項及び第6項案件についてご報告します。

申請地は\_\_\_\_\_から西に約100メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の集团的広がりがないため第2種農地に該当します。申請人は、近隣の土地を検討した結果、変形地ではありますが2筆を対象に事業を行うことで南西の森の影を避け、採算に合う発電量を見込めるため、最適地として申請地を選定しました。申請地には、185ワットのパネル枚数528枚、合計出力92.68キロワットの施設を建設する予定となっております。

なお、事業資金については、自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第5項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、議案第3号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙

手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第6項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第7項案件について、調査委員長の 4番 篠原正明 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 4番 篠原正明 委員 標記の件について報告

次に第7項案件についてご報告します。

申請地は\_\_\_\_\_から東に約100メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の集团的広がりがないため、第2種農地に該当します。申請者は、現在、町内のアパートに妻と2人で住んでおりますが、今後家族が増えることを考慮し、妻の実家に近いところから候補地を選定した結果、土地所有者から快く土地を提供してもらえることとなり、適正地として選定しました。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は町下水道に接続の予定で、雨水は敷地内浸透処理の予定です。

なお、事業資金については、自己資金及び金融機関からの融資で対応するため、残高証明書及び住宅ローン事前審査結果承認通知が添付されております。また開発許可については栃木土木事務所との協議を済ませているということです。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性もないため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第7項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第8項案件について、調査委員長の 4番 篠原正明 委員 から、現地

調査の結果報告をお願いいたします。

● 4 番 篠原正明 委員 標記の件について報告

次に第 8 項案件についてご報告します。

申請地は\_\_\_\_\_から北に約 200メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。

申請者は、現在、宇都宮市内のアパートに妻・子供 1 人の 3 人で住んでおりますが、子どもの成長に伴い現在の住まいでは手狭となり、実家の近くで住宅建築を検討したところ、父の知り合いから土地を提供してもらえらることとなり、適正地として選定しました。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は町下水に接続の予定で、雨水は敷地内浸透処理の予定です。

なお、事業資金については、金融機関からの融資で対応するため、住宅ローン事前審査結果承認通知が添付されております。また開発許可については栃木土木事務所と協議を済ませております。

以上のことから、第 1 種農地での転用は原則不許可ですが、今回の住宅は集落に接続して設置されるものであり、農地法施行令第 18 条第 1 項第 2 号の例外規定に該当しますので、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第 3 号第 8 項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第 3 号第 8 項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第 9 項案件ですが、本案件につきましては、\_\_\_\_\_が譲渡人となっている案件となり、農業委員会法第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、早乙女職務代理に議長を交代し退席したいと思います。

(\_\_\_\_\_ 退席)

(早乙女職務代理 議長席に着席)

○議長 (早乙女職務代理)

\_\_\_\_\_ 退席のため、議長を務めさせていただきます。

第9項案件について、調査委員長の 4番 篠原正明 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 4番 篠原正明 委員 標記の件について報告

次に第9項案件についてご報告します。

申請地は\_\_\_\_\_ から南に約300メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の広がり10haを超えるため、第1種農地に該当します。申請者は、現在、町内のアパートに夫と2人で住んでおりますが、将来の家族構成を考慮し、実家の近くで住宅建築を検討したところ、父から土地を提供してもらえることとなり、申請地を適正地として選定しました。給水は井戸水を利用し、汚水・雑排水は町下水に接続の予定で、雨水は敷地内浸透処理の予定です。

なお、事業資金については、金融機関からの融資で対応するため、住宅ローン事前審査結果承認通知が添付されております。また開発許可については栃木土木事務所と協議を済ませております。

以上のことから、第1種農地での転用は原則不許可ですが、今回の住宅は集落に接続して設置されるものであり、農地法施行令第18条第1項第2号の例外規定に該当しますので、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長（早乙女職務代理）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長（早乙女職務代理）

発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第9項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第9項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

ここで、退席されておりました\_\_\_\_\_ にお戻りいただき、議長を交代したいと思います。

（早乙女職務代理 自席へ着席）

（ \_\_\_\_\_ 議長席へ着席）

○議長 続いて、第10項案件について、調査委員長の 4番 篠原正明 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●4番 篠原正明 委員 標記の件について報告

次に第10項案件についてご報告します。

申請地は\_\_\_\_\_から西に約800メートルに位置する農地で、立地基準としては、農振農用地に該当します。事業計画書によりますと、保安距離を農地から1m、道路から2mを確保し、周囲には防護柵を施すようになっております。断面図では、最大2mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した

赤玉土等は、鹿沼市にある\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_に出荷する予定となっております。また、埋戻しの用土は、下野市内の\_\_\_\_\_から調達予定であります。なお、転用実績調書では、前々回地はなし、前回地は復元完了となっております。隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する書類の添付もあり、事業資金については、自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地であります。園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当となり、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第10項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第10項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

---

○議長 次に、日程第5の議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

●事務局 記載のとおり説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

議案書6ページからの議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について利

用権設定各筆明細に従いましてご説明します。

最初に利用権の新規、使用賃借権分についてご説明します。議案書7ページのとおり、1件・6筆・面積合計が7,601㎡となっております。

利用権の再設定、賃借権分についてご説明します。

議案書8ページのとおり、2件・6筆・面積合計が11,887㎡となっております。

所有権の移転分につきましては、議案書9、10ページのとおり、2件・22筆・面積合計が17,100㎡となっております。

以上、各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

- 議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、原案のとおり決定いたしました。
- 

- 議長 次に、報告事項に入ります。

次に、日程第6の報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局より報告事項の朗読をいたさせます。

●事務局長 記載のとおり報告

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の11ページの4件、がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理しました。

- 議長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。  
(発言なし)

- 議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

---

○議長 次に、日程第7の報告第2号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●事務局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の12ページの2件がございました。

これについては、市街化区域内農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

○議長 次に、日程第8の報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●事務局長 記載のとおり報告

報告第5号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書のP13ページの1件がございました。

これについては、市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第5号を終わります。

○議長 次に、その他の件を議題といたします。  
事務局から「その他」について説明をお願いします。

●事務局 (岡補佐) 説明

1. 農地パトロールの件について

その他連絡事項

- ・ふるさとまつりについて
- ・ゆうがおマラソンソフトボールの練習、試合、慰労会について
- ・農業委員会視察研修会について（10/23～24）出欠について
- ・本日の農業委員会研修会、懇親会について

○議長 ただいま説明のありました件について、何かご意見があれば事務局までご連絡ねがいます。

○議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言はありますか。

（発言なし）

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、令和元年度第26回 壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午後3時閉会】

議事録署名委員

議 長 \_\_\_\_\_

4 番 \_\_\_\_\_

5 番 \_\_\_\_\_